

定期性総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ)、定期積金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金およびこの定期積金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金(以下これらを「この預積金等」という。)を担保とする当座貸越の各取引は、興産定期性総合口座として利用すること(以下「この取引」という。)ができます。なお、普通預金については単独で利用できます。
- (2) (1)の各取引については、この規程の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規程により取扱います。

2. (定期積金の取扱い)

定期積金は、この規程および定期積金規程により取扱います。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。
- (2) キャッシュカードによる取扱いについては、別に定める「キャッシュカード規程」により取扱います。
- (3) この預積金等の預入れは当金庫所定の金額以上とし、預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) この預積金等には、証券類の預入れはできません。
- (3) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (6) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

5. (振込金の受入れ)

- (1) 普通預金には、為替による振込金も受入れます。
- (2) 普通預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

6. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

7. (定期預金の自動継続)

- (1) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」という。)は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・定期積金担保明細記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたはこの預積金等を解約、書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

9. (定期預金の支払時期等)

- (1) 定期預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。ただし、期日指定定期預金は、次に定める満期日以降に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について通帳の定期預金・定期積金担保明細記載の据置期間満了日(預入日または

継続日の1年後の応当日) から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知してください。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

- ②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（③より満期日の指定はなかったものとしたときを含む）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- ③指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- ④継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、③より満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

10. (定期積金の支払時期等)

- (1) 定期積金の給付契約金は、満期日に払戻請求書（受領書）なしで、普通預金に入金します。
- (2) 普通預金へ入金したうちは、定期積金証書控は無効とします。

11. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金(但し、利息を付さない旨の約定のある普通預金を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

12. (中間利息定期預金)

中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、当該定期預金の規程により取扱います。

13. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもって定期積金等の掛金払込みは自動支払いいたしません。
- (2) (1) による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）はこの取引の預積金等残高の合計額の90%（円未満は切捨てます。）または300万円のうちいずれか少ない金額とし、極度額はこの通帳の「定期性総合口座担保預金・積金お預かり状況」欄に表示します。
- (3) (1) による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。

14. (貸越金の担保)

- (1) この取引のこの預積金等には、334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。なお、この預積金等が数口ある場合には、15. (1) ①で規程する貸越利率の低い順序、かつ、同利率のものがある場合には、預入日(継続された場合は継続日)または契約日の早い順序に従い担保とします。また、定期積金等に対する質権設定手続きは当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) 貸越金の担保となっているこの預積金等について解約または(仮)差押があった場合には、その解約または(仮)差押にかかる預積金等の金額を除外して残りの預積金につき13. (2)に規程する極度額を算定しなおし、(1)と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまでは、(仮)差押にかかる担保権は引き続き存在するものとします。

15. (貸越金の利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - B. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとに「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E. 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利率に年0.95%を加えた利率
 - ②①の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③定期預金、定期積金等の全額の解約により、それらの残高が零となった場合には、①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年10.25%(年365日の日割計算)とします。

16. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳および定期積金証書控や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じ

た損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、もしくは定期預金の元利金ならびに定期積金の給付契約金等の支払い、または通帳および定期積金証書控の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳および定期積金証書控を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

17. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、(1) および (2) と同様に届出てください。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) (1) から (3) の届出をした場合、預入または払戻のできる店舗は制限されます。
- (6) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18. (印鑑照合等)

- (1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 払戻請求書に届出の印章の押印を受けなかった場合においても、本人確認書類の提示を受けることにより、相当の注意を払って確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱った場合には、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

19. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、和議開始の申立があったとき。
 - ② 相続の開始があったとき。
 - ③ 15. (1) ②により極度額をこえたまま6ヵ月を経過したとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき。

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき。
- ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ③定期積金の掛金の払込みが6ヵ月以上遅れているとき。

20. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、または、預金者が在留資格を取り消された場合、当金庫は、入金・払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引その他入金・払戻し等の本規程にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- ①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
- ②外国送金・外貨預金・貿易等外為取引全般
- ③当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した個別の取引。

(4) (1) から (3) に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

21. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章と定期積金証書控を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に預積金等の記載がある場合で定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書を発行し、定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書を発行します。

(2) (1) の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、本人確認ができるまでは解約を行いません。

(3) (1) における解約の手続きは、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、本人の署名を持ってこれに代えることができます。

(4) 19. (1) および(2)の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。

(5) (4)のほか、次の①から⑤の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前AからEに準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

④この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(6) (5)に基づく解約をした場合に、21.の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

22. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

①この取引の預積金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の預積金等を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) (1)によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、この預積金等の利率はその約定利率および約定年利回とします。

23. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、定期積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳、定期積金証書控は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

24. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預積金等は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預積金等が14. (1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) (1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。なお、定期積金証書控も同時に当金庫に提出してください。ただし、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。
 - ②①の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) (1)により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
 - ③借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) (1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) (1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

25. (未利用口座管理手数料)

当金庫が別途定める一定の期間、利息決算以外の預入または本手数料の引き落とし以外の払出しがない場合には、この預金口座を未利用口座とし、別に定める「未利用口座管理規定」が適用

されるものとします。

26. (規程の変更)

- (1) この規程の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上